令和7年度えひめのリーディング企業創出支援事業

愛媛県リーディングチャレンジ企業募集要項

○申請受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業育成課 〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 TEL 089-960-1136 FAX 089-960-1105

本募集要項及び申請様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

https://www.ehime-iinet.or.jp/topics-posts/leading-challenge

○受付期間

令和7年6月3日(火) ~ 令和7年12月26日(金)

受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。

本事業は、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業及び愛媛県のえひめのリーディング企業創出支援事業を活用しています。

令和7年6月 公益財団法人えひめ産業振興財団

目 次

1	事業の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 2
2	事業スキーム	4	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 2
3	対象者・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 3
4	支援内容 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 3
5	認定・伴走支	援	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 3
6	認定申請方法	=	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
7	認定 •••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
8	スケジュール	/	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
9	認定の取消し	/	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
10	その他申請に	係	る	注	意	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
11	申請受付・問	合	せ	先		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
12	支援機関一覧	i		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•		P $6 \sim 7$

1 事業の目的

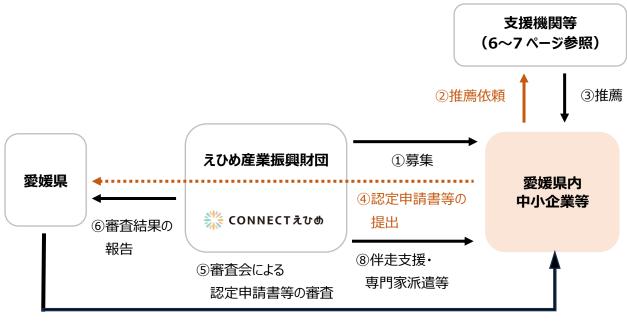
本事業は、愛媛県内において、賃上げや生産性向上に積極的に取り組み、将来的な成長が期待される企業を「愛媛県リーディングチャレンジ企業」として愛媛県知事が認定し、「CONNECT えひめ」が主体となり、支援機関等と連携して伴走支援を行うことにより、認定企業の認知度向上や成長を図るとともに、他の県内企業への挑戦意識の広がりにつなげることを目的とする。

2 事業スキーム

本事業は、下記のスキームに沿って実施します。

番号		内容、必要な手続き	該当項目
1	募集	財団HP等による公募	_
2	推薦依頼	認定申請企業が、支援機関等へ推薦を依頼	4ページ 6の (2)
3	推薦	支援機関等が、認定申請企業に対し推薦書を作成	— — —
4	認定申請書の提出	認定申請企業が、財団に対し、認定申請書等を提出	4 ページ 6
(5)	審査会による認定 申請書の書類審査	財団内の審査会にて申請書等の書類審査	4ページ 7
6	審査結果の報告	財団が、審査した審査結果を愛媛県知事に報告	_
7	認定及び認定証の 交付	愛媛県知事が、認定及び認定証を交付	4ページ 7
8	伴走支援等	財団が、認定企業に対し、チーム支援を実施	3ページ 4・5

※認定申請企業は、②、④の手続きが必要となります。



⑦「愛媛県リーディングチャレンジ企業」として認定

3 対象者

本事業の対象者は、以下に掲げる要件のすべてを満たす者とします。なお、中小企業者とは、 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいいます。

- (1) 愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 将来、地域経済を牽引する企業へと成長しようとする意欲が高く、3年間で付加価値額を 直近から12%以上向上することを目指し、目標を設定している者
- (3) 県外需要獲得による成長を目指す者
- (4)経営者又は事業執行に対し権限をもった役員が、伴走支援に対し積極的に関わる意思がある者
- (5) 過去3年間において法令に違反する重大な事実がない者
- (6) 県税、法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がない者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う者でないこと
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定 する暴力団に該当しないこと
- (10) 代表者又はその役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)に該当しないこと

4 支援内容

(1)「愛媛県リーディングチャレンジ企業」としての認定 愛媛県が成長を期待する支援対象企業として認定し、ホームページ等で公表します。 認定企業は「愛媛県リーディングチャレンジ企業」の名称を使用することができます。

(2) 伴走支援

認定企業は、財団から以下の伴走支援を受けることができます。

- ① 愛媛県、国の補助金等に関する情報提供及び活用支援等を行います。
- ② 財団が運営する「CONNECT えひめ」の連携支援コーディネーターを中心に支援機関等と 連携して伴走支援チームを組成し、賃上げや生産性向上に向けた支援を実施します。
- ③ 専門家による定期的な訪問、ヒアリングを通じて課題を抽出し、課題解決のための事業計画策定を支援します。
- ④ その他、必要と認められる支援を行います。

5 認定・伴走支援期間

対象期間は次のとおりです。

認 定:認定日から3年間

伴走支援:認定日から最大2年間

※ただし、次年度以降の支援は、当該年度の予算の成立が条件となります。

6 認定申請方法

下記に掲げる提出書類を作成のうえ、受付期間内に 11 に記載する受付先まで提出してください。認定申請書等の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

認定申請書の中で使用する専門用語等については、簡単な解説一覧を添えてください。

また、財団では、申請書の記載方法等についてアドバイスを行うなど事前相談にも対応します。

【提出書類】

- (1) 認定申請書(様式第1号)
- (2) 支援機関等からの推薦書 (6~7ページに掲げる支援機関等へ作成依頼が必要です)
- (3) 誓約書
- (4) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し
- (5) 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書(販管費明細及び製造原価計算書を含む)
- (6) 会社案内
- (7) 県税に未納がないことを証明する納税証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し
- (8) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないこと を証明する納税証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し

7 認定

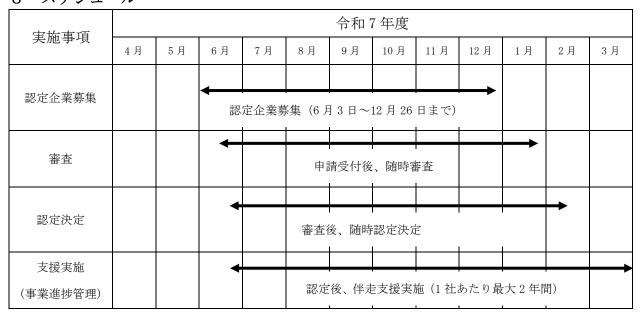
(1)審査

財団において、「6認定申請方法」に掲げる認定申請書等による書面審査を実施します。

- ・ヒアリングや説明資料の提出等を求める場合があります。
- ・軽微な書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。
- ・書類審査の結果は、申請者に文書でお知らせします。
- (2) 愛媛県による認定

愛媛県リーディングチャレンジ企業の認定及び認定証の交付は、(1)の審査を経て、愛媛 県知事が行います。

8 スケジュール



9 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- (1) 認定基準を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき
- (3) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (4) 伴走支援への協力がなされず、当該事業の実施に大きな支障が生じたとき
- (5) 法令へ違反したとき、その他認定企業として適当でないと認めるとき

10 その他申請に係る注意事項

- (1) 申請された書類等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 認定になった場合、申請内容について、企業名、本社所在地、ホームページ URL、企業概要等を公表します。
- (3) 上記(2)以外の申請内容の詳細について秘密は厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、申請者自身の責任において、特許や実用新案の出願などの権利保護措置を講じてください。
- (4) 財団では、伴走支援の内容(支援の内容や効果、今後の展開、事業者の声など)を支援事例集として取り纏め、公表することを想定しており、このことについては別途、認定企業と協議することとします。
- (5) 申請に係る一切の費用については申請者自身の負担となります。
- (6) 伴走支援を受ける者は、支援機関等が行う助言等を真摯に受け止め、自社の成長につなげるべく最大限配慮をしてください。
- (7) 認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに財団に届け出る必要があります。
 - ①認定企業の名称
 - ②本社または事業所の主たる拠点の所在地
- (8) 認定を受けた者は、「3対象者」の要件を満たさなくなった又は認定継続の意思を失ったときは、財団に届け出る必要があります。
- (9) 認定を受けた者は、伴走支援が実施された事業年度に係る決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、販管費明細及び製造原価計算書)を当該決算決期末から3か月以内に財団に提出する必要があり、認定期間(3年間)の終了後についても同様に提出する必要があります。また、状況に応じて、財団の調査や、経営情報の報告に協力する必要があります。

11 申請受付・問合せ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業育成課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

TEL 089-960-1136 FAX 089-960-1105

(様式のダウンロード https://www.ehime-iinet.or.jp)

支援機関等一覧

認定申請に必要な推薦書の作成については、次の支援機関等へご相談ください。

機関名	住所	連絡先
愛媛県中小企業団体中央会	松山市久米窪田町 337-1	089-955-7150
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分 789-1	0896-58-3530
新居浜商工会議所	新居浜市一宮町 2-4-8	0897-33-5581
西条商工会議所	西条市朔日市 779-8	0897-56-2200
今治商工会議所	今治市旭町 2-3-20	0898-23-3939
松山商工会議所	松山市大手町 2-5-7	089-941-4111
伊予商工会議所	伊予市上吾川甲 9-1	089-982-0334
大洲商工会議所	大洲市大洲 694-1	0893-24-4111
八幡浜商工会連合会	八幡浜市北浜 1-3-25	0894-22-3411
宇和島商工会議所	宇和島市丸之内 1-3-24	0895-22-5555
愛媛県商工会連合会	松山市宮西 1-5-19	089-924-1103
土居町商工会	四国中央市土居町入野 965-1	0896-74-5889
周桑商工会	西条市丹原町池田 1711-1	0898-68-7244
越智商工会	今治市大西町宮脇甲 1515-2	0898-53-3853
しまなみ商工会	今治市宮窪町宮窪 2822-9	0897-86-2130
上島町商工会	越智郡上島町岩城 1388	0897-75-3074
北条商工会	松山市土手内 125-1	089-993-0567
中島商工会	松山市中島大浦 3054-16	089-997-0218
東温市商工会	東温市見奈良 495-3	089-964-1254
久万高原町商工会	上浮穴郡久万高原町久万 188	0892-21-2061
松前町商工会	伊予郡松前町大字浜 809-1	089-984-1427
砥部町商工会	伊予郡砥部町大南 394	089-962-2148
双海中山商工会	伊予市中山町中山丑 285-1	089-967-0197
長浜町商工会	大洲市長浜甲 1030-3	0893-52-0312
川上商工会	大洲市肱川町山鳥坂 32	0893-34-2531
内子町商工会	喜多郡内子町内子 1502	0893-44-2166
保内町商工会	八幡浜市保内町川之石 3-25	0894-36-0519
伊方町商工会	西宇和郡伊方町湊浦 846	0894-38-0809
西予市商工会	西予市宇和町卯之町 3-297	0894-62-1240
吉田三間商工会	宇和島市吉田町東小路甲 96-1	0895-52-2233

北宇和郡鬼北町大字近永 1214	0895-45-0813
北宇和郡松野町大字松丸 455	0895-42-0505
南宇和郡愛南町御荘平城 2298-1	0895-73-0700
新居浜市大生院 2151-10	0897-66-1111
西条市明屋敷 131-2「SAIJO BASE」内	0897-53-0010
今治市旭町 2-3-5	0898-32-3337
松山市南堀端町1番地	089-907-1062
松山市勝山町 2-1	089-933-1111
松山市二番町 4-2-11	089-946-1111
新居浜市中須賀町 1-6-37	0897-37-1313
四国中央市金生町下分 1089-1	0896-58-1300
宇和島市本町追手 2-8-21	0895-23-7000
松山市千舟町 3-3-8	089-931-2111
松山市久米窪田町 487-2	089-976-7612
松山市湊町 4-8-13	089-913-8686
松山市大手町 2-5-7	089-933-5596
松山市大手町 2-5-7	089-933-2660
松山市大手町 2-5-7	089-998-6531
	北宇和郡松野町大字松丸 455 南宇和郡愛南町御荘平城 2298-1 新居浜市大生院 2151-10 西条市明屋敷 131-2「SAIJO BASE」内 今治市旭町 2-3-5 松山市南堀端町 1 番地 松山市勝山町 2-1 松山市二番町 4-2-11 新居浜市中須賀町 1-6-37 四国中央市金生町下分 1089-1 宇和島市本町追手 2-8-21 松山市千舟町 3-3-8 松山市久米窪田町 487-2 松山市大手町 2-5-7